

じぶんでんきによる金利引下げに関する特約

本「じぶんでんきによる金利引下げに関する特約」(以下「本特約」という)は、お客さまが au エネルギー&ライフ株式会社がサービス提供するじぶんでんきの契約または申込み(以下「契約等」という)を行った場合に、お客さまが au じぶん銀行株式会社(以下「当行」という)との間で締結した住宅ローン規約に係る契約に基づく借入に対して適用される金利の引下げについて規定するものです。本特約が定める条項を除くものは、住宅ローン規約の各条項および au じぶん銀行取引規約の定めに従うものとします。

第1条 じぶんでんきについて

1. 「じぶんでんき」は、au エネルギー&ライフが提供する au じぶん銀行の住宅ローンをご利用のお客さま向けに提供する電気サービスです。なお、au エネルギー&ライフ株式会社が別途提供する「au でんき」とは異なるサービスとなります。

第2条 じぶんでんきによる金利引下げの適用

1. じぶんでんきの契約等による金利引下げは、次項以下に定めるところに従い、住宅ローン規約に従って定まる借入金利から年 0.03%を引下げます。
2. お客さまが、じぶんでんきを契約等した場合には、前項の金利引下げが適用されます。
3. 前2項の金利引下げは、当行所定の日を基準に適用開始いたします。

第3条 じぶんでんきによる金利引下げの終了

1. じぶんでんきによる金利引下げは、次の各号のいずれかに該当すると当行が判断した場合、自動的に終了するものとし、当行は、当行が次の各号に該当すると判断した日の属する月の翌月の約定返済日の翌日から適用される借入金利について前条第1項による金利引下げを終了します。
 - (1)理由のいかんにかかわらずじぶんでんきの契約が解約または終了したとき。
 - (2)住宅ローンの契約が終了したとき。
 - (3)じぶんでんきの契約の申込が申込取消等で無効となったとき。
 - (4)その他理由のいかんにかかわらずじぶんでんきの契約が成立しなかったとき。
 - (5)住宅ローンの契約またはじぶんでんきの契約が不正であることが判明したとき。
 - (6)住宅ローンの債務が履行されていないとき。
2. 前項によるじぶんでんきの契約等による金利引下げの終了に関しては、住宅ローン規約 第3条 3(2)に定める 125%ルール、5年ルールの適用対象外となります。

以上

【2022年12月15日現在】